

とらいあんぐる

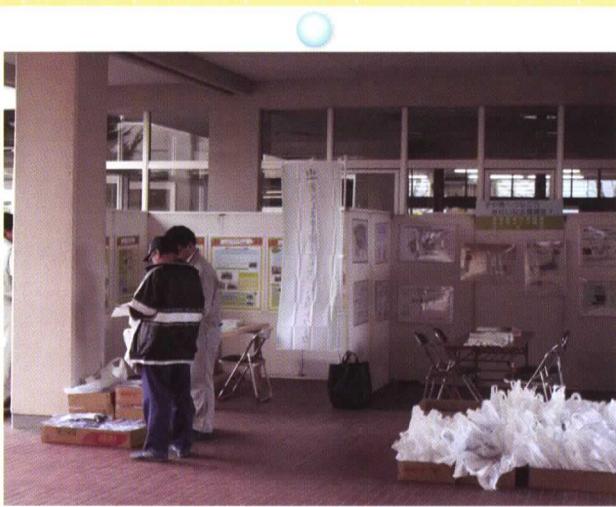
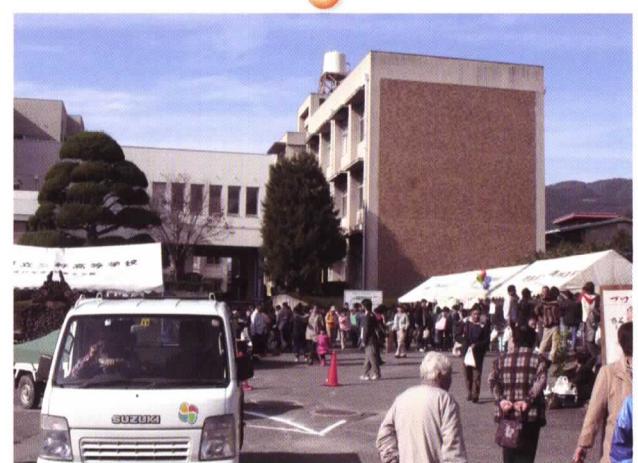
Vol.8
2012.01

三好高校 楓祭で、とくしま水土里ネット次世代ネットワークのPRを行いました

徳島県立三好高校は、徳島県西部三好市池田町州津にあり、現在、県内で唯一、農業科と商業科を併設する専門高校であります。

その三好高校で毎年11月12日に楓祭が開催され、三好高校の生徒さんやOBの人たちが作った食品や野菜、木工製品などが販売されているので、同校の生徒はもちろん、徳島県内からたくさんの人たちが訪れます。

今年も11月12日土曜日に開催され、とくしま水土里ネット次世代ネットワークは三好高校に協力していただき、学校内の敷地をお借りして、次世代ネットワークの活動内容の展示や、会員の募集を行い、多くの方に見学していただいたのでPRができました。



徳島県土地改良区役職員研修会



徳島県及び水土里ネット徳島は、平成23年11月から平成24年1月にかけて、県内を5ブロックに分けて「土地改良区役職員研修会」を開催しました。

研修会は、「土地改良区・次世代体制整備に係る基本方針（平成21年3月31日徳島県農林水産部）」に基づき、土地改良区事務執行能力の向上を目的として、土地改良区の運営や会計経理、施設管理に関する研修を21年度から実施しています。

その研修会に、次世代ネットワークの会員も積極的に参加し、土地改良区会計基準など学習しました。今回は、研修内容の一部を紹介します。

土地改良区会計基準、会計細則例について

中国四国農政局農村計画部土地改良管理課 中村土地改良指導官

1. 土地改良区会計検査指導基準について
2. 土地改良区会計の改革・複式簿記について

1. 土地改良区会計検査指導基準について

土地改良区の会計経理については、土地改良区及び土地改良区連合の収支予算等の様式についてにおいて財務に関する帳簿等の様式例及び記載の留意点等を定めていますが、同通知の内容は単式簿記方式による会計におけるものでした。

今回、土地改良区の会計において複式簿記方式による会計を導入するに当たって、新たに複式簿記方式による会計処理の方法について指導することが必要となったことから、単式簿記方式、複式簿記方式のいずれの土地改良区にも適用される通知として、新たに土地改良区会計検査指導基準を制定されました。

この土地改良区会計検査指導基準は、土地改良法第5条の規定に基づき設立された全ての土地改良区の会計経理の基準として、土地改良区規約例第47条の規定に基づく会計細則例をはじめ、土地改良区が会計処理を行う際の基準を定め、土地改良区会計の円滑な指導に資することを目的としています。

なお、現在複式簿記による会計処理は強制ではなく、導入が検討されている段階です。

土地改良区の会計の一般原則として、法令及び次に掲げる原則に従って、会計経理を実施しなければなりません。

(1) 真実性の原則

財務にかかる書類は、真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(2) 正規の簿記の原則

財務にかかる書類は、正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。

(3) 明瞭性の原則

土地改良区会計は、土地改良区の運営状況をできるだけ明瞭な形で反映するものでなければならない。

(4) 繙続性の原則

会計処理の原則及び手続並びに財務にかかる書類の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

(5) 重要性の原則（例外的原則）

土地改良区会計は、本来、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものだが、土地改良区会計が目的とするところは、土地改良区の運営状況に関して組合員をはじめとする利害関係者の判断を誤らせないようにすることにある。これに影響を及ぼさないような重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法による処理を認める。

2. 土地改良区会計の改革・複式簿記について

土地改良区の会計処理(単式簿記)における課題

- 土地改良区における現行の会計処理は、**単式簿記の現金主義**によるものであり、**現金以外の財産(資産と負債)の変動を把握できない**という欠点がある。
- 農業法人など複式簿記を行う経営主体が増大し、組合員のコスト意識が高くなっているが、単式簿記では**事業等に要した正確な費用を的確に把握できない**。
- 土地改良区は公共組合であり、補助金等の交付を受けていることなどから、**国民に対する説明責任を果たすために、財務の状況を明らかにすることが求められている**。
- 近年、土地改良区の役職員による横領等の不祥事が増加する傾向にあり、土地改良区には**不正を未然に防止できる会計処理の導入**が求められている。

複式簿記会計方式の導入の必要性

- 土地改良区の**財産(資産・負債)の増減状況を日常的に的確に把握**し、それを組合員等へわかりやすく説明するために必要
- コスト意識が高まっている組合員からの要請に応えるためには、**各事業別に要した費用を正確に把握**する必要
- **ストックマネジメントに即応して施設更新事業費を積立**するために、発生主義(減価償却等)を導入し、その積立基準等を明確にする必要
- 地方公共団体が複式簿記を導入する方向にあり、**公共組合である土地改良区も複式簿記を導入**し、組合員等へ説明責任を果たす必要
- 記帳のミスや不正の発見が容易な複式簿記を導入し、**不正を未然に防止**するために必要

土地改良区会計基準に基づく複式簿記導入により期待できる効果

- 発生主義の導入により、「財産の状況」を常時、的確に把握
- 減価償却費などを含む「的確な費用(コスト)を算出
- 更新事業費等の引当金を計上することで、ストックマネジメントの推進やライフサイクルコスト低減への対応が容易

・土地改良区の**資産や負債の額を的確に把握**(組合員のコスト意識の高まり等への対応)

・資金管理と資産管理が一体的に行われ、記帳ミスや不正の発見が容易(不正の未然防止)

・各事業ごと(維持管理事業、補助事業、受託事業、小水力発電事業等別)の**的確なコストの把握**

・修繕費や更新事業費を事前積立する根拠(的確な予防保全対策や適期の更新事業の実施)の説明が容易



土地改良区の滞納処分の状況について

理事は、滞納賦課金があるから滞納処分を行うという基本的な姿勢を常とし、賦課金を納付している**善良な組合員が大部分**であることを忘れずに、**適正かつ公平に滞納処分**を実施しなければなりません。

次に全国の状況を掲載していますが、賦課金の徴収率は下がっています。

様々な事情により年度内に徴収できず、未納となる場合があると思いますが、理事長は賦課金等を早急に徴収するため、滞納処分を行う以前に、催告書や納付催告書兼差押予告書を送付し、滞納者の自主的な納付を促し、滞納賦課金を少なくする必要があります。

① 賦課金の徴収状況

徴収率100%の土地改良区は経常、特別とも減少傾向にあり、徴収率80%未満の土地改良区は特に特別賦課金について増加傾向。

滞納処分地区を対象とした調査では、85%が賦課徴収率95%以上である一方、一旦未納が発生すると数ヵ年未納状態が続くとする地区が大半。

徴 収 率	改 良 区 数	割 合
① 98%以上	15	44.1%
② 95%以上	14	41.2%
③ 90%以上	2	5.9%
④ 85%以上	1	2.9%
⑤ 80%以上	1	2.9%
⑥ 80%未満	1	2.9%
計	34	1000.%

滞納処分地区を対象の調査

② 賦課金の未納理由

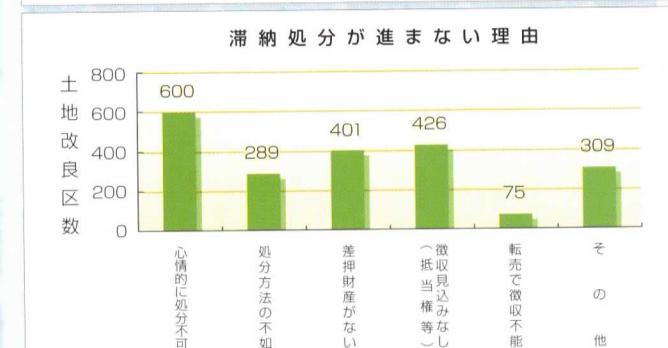
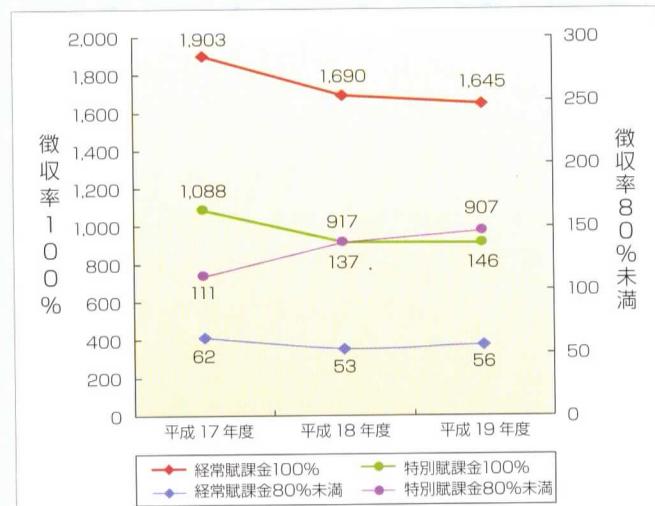
賦課金の未納理由は、昨今の農業情勢や米価低迷を反映し、農家経済の悪化に起因するものが多い。

また、滞納処分地区を対象とした調査では、組合員の高齢化(17地区)、耕作放棄地の増加(12地区)など、農村集落の構造変化に伴う昨今の課題を理由とした地区が多くなっている。

③ 滞納処分が進まない理由

滞納処分が進まない理由としては、「仲間意識がつよく、心情的に処分ができない」が最も多く、処分に一步踏み出せない地区が多数。

また、抵当権が設定され徴収見込みがない、差押の対象財産がないという現状が、滞納処分実施に際しての大きな課題。



平成21年度土地改良区運営実態調査(全土連調査)から

とくしま水土里ネット次世代ネットワークは、平成24年3月に定期総会を開催し、総会の前には、専門家を招へいし、土地改良区の問題点の解決策の研究、土地改良区の業務運営に関する知識の習得を行う研修会を開催したいと考えています。

詳細は後日案内しますので、会員の積極的な参加をお願いし、研修内容の要望等ありましたら、事務局まで意見をお願いします。

発行



とくしま水土里ネット次世代ネットワーク 事務局

徳島市伊月町1丁目32番地 徳島県土地改良事業団体連合会内

電話:088-626-3211 FAX:088-655-3399

Mail-address jisedainet@tokudoren.or.jp